

令和3年度 委託研究契約事務処理説明書(補完版) 主な改定事項リスト

令和3年4月1日改定

連番	区分	大学等/企業等 共通				項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
		P	A	I	1		
1	共通	P.5	A	I	1	SATREPSにおける用語の解説	・「研究代表機関」の項を追加。 ・「条件付採択」の項に「正式化」「正式契約」について追記。
2	共通	P.5~6	A	I	1	SATREPSにおける用語の解説	令和2年度新規採択課題との暫定委託研究契約における新型コロナウイルス感染症影響を考慮した措置に関する記述を削除。
3	共通	P.9	B	I	2	事業の概要と委託研究契約	JICAと研究代表機関が交わす「取極め」について以下を追記。 ・研究機関毎に締結すること。 ・当該機関がSATREPSの研究課題を実施中の場合、新たな「取極め」の締結は行わないこと。
4	共通	P.17	C	I	4.(2)②	注4)一時的な参加者の扱いについて	海外渡航にかかる経費のJICA予算からの支出にあたっては、当該渡航者がJST研究計画書に登録されていることが前提となる旨を追記。
5	共通	P.17	C	I	4.(3)①	直接経費での雇用対象	PI人件費の支出に関する令和3年度以降の事業固有の取扱いおよび関係府省連絡会申し合わせに基づく取扱いについて追記。
6	共通	P.35	C	II	1	暫定委託研究契約について	令和2年度新規採択課題との暫定委託研究契約における新型コロナウイルス感染症影響を考慮した措置に関する記述を削除。